

ニッポングループ調達基本方針

ニッポングループは、法令を遵守し、腐敗防止、公平・公正・誠実などを常に意識した原材料の調達活動に取り組みます。また、サプライヤーの皆様と共に、持続可能性への配慮、品質・安全性の確保に努め、社会的責任を果たします。

対象の範囲

本方針は、ニッポングループの全ての役員・従業員等に適用され、サプライヤーの皆様にも本方針の理解を求めます。

また、ニッポングループが調達するすべての原材料を対象とします。

1. 法令遵守・倫理的行動

(1) 法令遵守・国際規範の尊重

関係各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重した調達活動を行います。贈収賄防止の関連法令を遵守し、贈収賄および汚職には関与しません。また、自己の職務上の権利や地位を濫用する腐敗行為を禁止し、その防止に努めます。

(2) 公平・公正・誠実な取引

サプライヤーの皆様との対話を行い、公平・公正・誠実な取引および、相互理解に基づく信頼関係を構築し、相互の発展を目指すことで、サプライチェーンにおける社会的責任を果たします。

(3) 情報セキュリティの保持

取引に関連して得た秘密情報、個人情報漏洩のないよう厳重に管理します。

2. 持続可能性への配慮

(1) 人権・労働安全衛生への配慮

物品等を調達するサプライチェーンにおいて、強制労働、児童労働、差別、ハラスメント等の人権侵害の排除と、全ての労働者に関しての人権を尊重した適切な労働環境の確保に努めます。

(2) 環境負荷低減

調達する物品等の選定の際には、温室効果ガスの削減、廃棄物の削減など、製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減を図ります。

(3) 生物多様性への配慮

物品等を調達するサプライチェーンにおいて、生物多様性、生物資源の持続可能な利用に配慮します。

(4) 動物福祉

調達活動において動物福祉に配慮した取引を実施します。

(5) 地域・コミュニティ

調達先の地域住民の権利を尊重します。また、社会の一員として、地域・コミュニティとの共生に取り組みます。

3. 品質・安全性の確保

(1) 製品の品質・安全性

製品、サービスの品質や安全性を最優先した調達活動を行います。

(2) 関連法令等の遵守

各国の法令・ガイドラインを遵守した原材料の調達活動を行います。

(3) 取引基準

サプライヤーの選定・取引継続は、品質・価格・企業の信頼性・安定供給の可能性・サステナビリティなど総合的な判断に基づき決定します。

(4) 事業継続

大規模な自然災害やテロ、暴動、感染症、事故などに備えた事業継続計画に従い運用します。

2025 年 5 月 23 日制定

サプライヤーの皆様へのお願い

ニッポングループは、調達基本方針に基づき、公平・公正・誠実な調達活動に取り組んでいます。

サプライヤーの皆様との協働を通じて持続可能なサプライチェーンを実現するため、サプライヤーの皆様以下に以下の事項について実践していただきますようお願いいたします。

以下の事項に関する課題が顕在化した場合や、課題が生じる恐れがある場合には、ニッポングループとサプライヤーの皆様が協働して解決・予防に取り組めます。

1. 法令遵守・倫理的行動

(1) 法令遵守・国際規範の尊重

関係各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重して事業活動を行うこと

(2) 腐敗防止

横領、背任、資金洗浄等、自己の職務上の権限や地位を濫用する腐敗行為を禁止し、その防止に努めること

(3) 公正・公平・誠実な取引

ニッポングループとの対話・協働を通じて相互の発展を目指すとともに、サプライチェーン上のあらゆる取引先に対しても、公平・公正・誠実な取引および相互理解に基づく信頼関係を構築すること

(4) 情報セキュリティの保持

取引に関連して得た秘密情報、個人情報漏洩のないよう厳重に管理すること

2. 持続可能性への配慮

(1) 強制労働・児童労働の排除

あらゆる形態の人身取引、強制労働、奴隷労働、および就労年齢に満たない児童労働を排除すること

(2) 差別・ハラスメントの禁止

基本的人権を尊重し、身分、人種、信条、性別、性自認・性的指向、障がいの有無等の理由で差別することなく、公平な処遇を行うこと
また、ハラスメント等個人の尊厳を傷つける行為は禁止すること

(3) 労働基本権の尊重

労働者の団結権、団体交渉権等の労働基本権を尊重すること

- (4) 労働時間および賃金・手当
適正な労働時間・休暇の管理と、法令に定められた賃金・手当の支払いを行うこと
- (5) 労働安全衛生への取り組み
労働安全衛生の法令・規則に則り、労働災害・労働疾病を予防し、安全で衛生的な職場環境を整備すること
- (6) 温室効果ガスの削減
省エネルギー等により温室効果ガスの排出抑制に努め、気候変動への対応に取り組むこと
- (7) 廃棄物の削減
廃棄物等の削減・再利用・再資源化に取り組むこと。
- (8) 製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減
製品のライフサイクルにおける大気、水、森林などに対する環境負荷の低減に取り組むとともに、商品開発において環境との調和に配慮すること
- (9) 生物多様性への配慮
自然生息地及び生態系の回復のための取り組みなど、生物多様性の保全に努めること
- (10) 地域・コミュニティ
事業を行う地域における地域住民の権利を尊重すること
また、地域社会の環境活動を積極的に支援し、地域の一員として参画することにより社会に貢献すること

3. 品質・安全性の確保

- (1) 製品の品質・安全性
各国の法令・安全基準および当社グループが要求する基準を満たし、品質と安全性が確保された製品を製造・販売すること

2025 年 5 月 23 日制定